

## 「第2次南丹市男女共同参画行動計画」(案)に関する意見募集(パブリックコメント)結果

(1人の方から5項目のご意見をいただきました。)

関連する項目	No.	ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
P52 (2) 高齢者・障がいのある人への福祉サービスの充実 48 権利擁護の推進	1	・「判断力に不安のある」→「判断力が十分ではない」 成年後見制度においては、この表現が適当です。	【P52 番号 48 権利擁護の推進 施策の内容 1行目を以下のとおり修正します】 ・「判断力に不安のある」⇒「判断能力が十分でない」に修正
	2	・「自立した生活」→「支援を受けながら」事業や制度によって支援を受けている。	【P52 番号 48 権利擁護の推進 施策の内容 1・2行目を以下のとおり修正します】 ・「地域で自立した生活ができるよう」⇒「地域において安心して自立した生活が送れるよう」に修正
	3	・「地域包括支援センターなどと連携を図り」は、成年後見制度も含めて考えると、あえて言う必要はないように思います。	・地域包括支援センターの業務の中に、権利擁護業務や成年後見制度の活用と利用促進も含んでいるため、あえて明記しております。
	4	・「利用促進のため、支援及び普及・啓発に努めます。」は、「支援や普及」というのではなく、要するに「事業制度の啓発をして利用促進に努めます」に尽きるのではないのでしょうか。	【P52 番号 48 権利擁護の推進 施策の内容 4・5行目を以下のとおり修正します】 ・「成年後見制度の利用促進のため、支援及び普及・啓発に努めます。」⇒「成年後見制度の周知・啓発に努め、相談・支援ができる体制づくりを推進します。」

	<p>5</p> <p>・市は28・29年度に「市民後見人養成講座」を実地して18人の受講終了者を持っています。この人材が一日も早く活動できるようにするのは市の責務です。</p> <p>前期計画以降、この人材が誕生していること。その早期の活動と活動を支える体制を構築していくことを明記してください。</p>	<p>・市民後見人養成講座は、成年後見制度の普及・啓発につながる事業の一貫として取り組んでまいりました。</p> <p>ここでは権利擁護の推進施策として、成年後見制度の利用と、権利擁護事業も含めて市民の方への周知、普及、啓発を推進することを具体的施策とさせていただきます。</p>
--	---	--